

資料 1 2 - 1

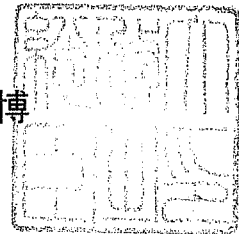
国際ボランティア貯金寄附金配分について

(諮問第1047号)

諮問第1047号
平成23年3月10日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣
片山 善 博



諮 問 書

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長平井正夫から、平成23年2月15日付け機構第3612号で、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号。以下「旧寄附委託法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、整備法附則第21条第1項の決定及び整備法附則第22条第1項に規定する事項を定めることについて、認可申請があった。

これらについて審査した結果は別紙のとおりであり、整備法附則第21条第1項及び第22条第1項の規定に適合していると認められる。よって、旧寄附委託法第7条の2第1項の規定により認可することといたしたい。

上記について、旧寄附委託法第7条の2第2項により諮問する。

国際ボランティア貯金に係る配分団体等の認可申請に関する審査結果

I 配分団体及び配分額

関連条文	審査結果	理 由
【整備法附則第 21 条第 1 項前段】 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 1 項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第 1 項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 2 項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第 5 条及び第 6 条第 2 項（附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。 ※旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。 ※旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項 郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。	適	配分団体及び配分額は、機構において、①配分団体に係る審査、②配分額に係る審査を行い、外部有識者で構成する審査会の審査を経て決定することとされている。 機構は、機構に対し申請のあった配分団体及び配分額について、それぞれ、次のとおり、預金者の善意が有効に生かされるよう旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなう基準に基づき審査を行っていることから、機構による当該審査及びその結果による配分団体及び配分額については、整備法第 21 条第 1 項との適合性が確保されているものと認められる。 1 配分団体に係る基準 配分団体については、旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなうよう、団体について、海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること等の要件を、団体が行おうとする事業について、地域実態を踏まえた BHN（基礎的生活分野）の充足に資するものであること等の要件をそれぞれ定めている。 2 配分額に係る基準 配分額については、旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなうよう、配分すべき項目として事業に係る経費のうち民間海外援助事業の実施に直接関わる経費を、配分すべき額として当該経費ごとにその算定基準をそれぞれ定めている。

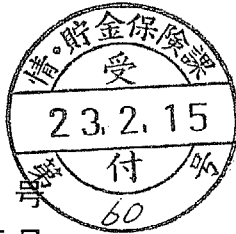
Ⅱ 配分団体が守らなければならない事項

関連条文	審査結果	理 由
【整備法附則第 22 条第 1 項】 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。	適	配分団体が守らなければならない事項については、旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなうよう、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の用途の適正の確保に資するものであると認められることから、整備法附則第 22 条第 1 項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

※ 上表で使用する法令名については、以下のとおり。

- ・ 「整備法」
 - 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）
- ・ 「旧郵便貯金利子寄附委託法」
 - 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）
- ・ 「旧郵便貯金法」
 - 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）

資料 1 2 - 1 - 2



機構第 3 6 1 2 号
平成 2 3 年 2 月 1 5 日

総務大臣

片山 善博 様

独立行政法人

郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 平井 正夫



平成 2 2 年度国際ボランティア貯金に係る寄附金配分認可申請書

平成 2 2 年度の国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分に当たり、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 0 2 号）附則第 2 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 7 2 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり認可申請します。

記

1 申請内容

- (1) 寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額…………… 別紙 1
- (2) 配分団体が守らなければならない事項…………… 別紙 2

2 添付資料

- (1) 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法…………… 別紙 3
- (2) 法第 5 条及び第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額等…………… 別紙 4

寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 アプカス (北海道函館市元町20-15)	千円 7,554	視力検査・矯正、農作物の生産加工販売指導及び子どもへの英語教育 (スリランカ・中部州ヌワラエリヤ県全域)
岩手県インドネシア友好協会 (岩手県盛岡市東松園3-5-3)	2,322	貸付牛の飼養管理・繁殖管理技術指導及び乾季のエサ不足対策指導 (インドネシア・南スラウエシ州ワジョー県パンマナ郡、シヨッベン県ドンリドンリ郡)
福島県障害児・者の動作学習研究会 (福島県郡山市昭和2-16-14 佑寿Ⅲ203)	2,404	障がい者等に対する研修及び巡回指導 (マレーシア・セランゴール州、ネグリスンビラン州、ジョホール州、ケダ州、トレンガヌ州、ペラ州)
特定非営利活動法人 民族フォーラム (埼玉県川口市東領家1-9-12)	2,686	初等教育の点字教材作成及び教員養成 (ベトナム・ハノイ市)
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド (埼玉県飯能市美杉台4-40-1)	4,715	補聴器の使用方法及びメンテナンス方法の指導 (ミャンマー・ヤンゴン特別区及びマンダレー県)
内モンゴル沙漠化防止植林の会 (千葉県匝瑺市堀川495-17)	9,461	流動砂丘防止のための草方格作り、植林及び井戸掘り支援 (中国・内モンゴル自治区)
特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会 (千葉県柏市千代田3-12-8-105)	1,676	識字教育及び識字教師の育成 (カンボジア・コンポンチャム州バティエイ郡)
梅本記念歯科奉仕団 (神奈川県横浜市金沢区大川7-4-105)	2,088	ハンセン病患者等に対する歯科診療、口腔衛生教育及び医療技術指導 (ラオス・ビエンチャン県ヒンフープ郡、チャンバサック県パトゥボーン郡)
特定非営利活動法人 ラブ グリーン ジャパン (神奈川県鎌倉市小袋谷1-7-38)	5,632	有機農業及び家畜飼育の指導 (ネパール・カブレ郡)
特定非営利活動法人 アジア・レインボー (東京都足立区南花畑4-14-1)	3,374	職業訓練センター(縫製・美容・バイク修理・電化製品修理)の運営指導 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都文京区音羽1-10-4 池田ビル3F)	4,538	就学前教育の充実・僻地への教材配布と研修 (カンボジア・カエブ州、カンボート州、パイリン州、プレアシアヌーク州、プレアビヒア州)
特定非営利活動法人 環境修復保全機構 (東京都町田市小野路町 2987-1)	7,602	小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の実践 (タイ・ナン県)
特定非営利活動法人 ジャパンハート (東京都大田区西蒲田7-25-7 グレワンビル605)	9,060	診察・手術及び医療技術指導 (ミャンマー・ザガイン管区)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外 協力の会 (東京都新宿区西早稲田2-3-1 早稲田奉仕園内)	4,525	住民グループ育成・研修、識字学級、児童教育、障がい者支援 及び自治組織の育成 (バングラデシュ・ノルシンディ県ライプーラ郡、ベラボー郡 及び隣接地域)
社団法人 シャンティ国際ボランティア会 (東京都新宿区大京町31 慈母会館2・3階)	3,999	難民キャンプの図書館修繕及び運営研修 (タイ・メーホンソン県、ターク県、カンチャナブリ県、 ラチャブリ県)
特定非営利活動法人 21世紀協会 (東京都八王子市散田町2-68-14)	1,786	農業の生産・販売指導及び保健互助制度の運営指導 (フィリピン・西ミンドロ州サンタクルス町)
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (東京都目黒区上目黒3-6-18 西村ビル601)	1,967	貧困家庭子女に対する給食付き識字教育及び衛生教育 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル6F)	4,707	巡回保健指導及び健康診断 (パレスチナ・東エルサレム北部～中部8地域、南部1地域、 東エルサレム分離壁の西岸側 8地域)
日本・バングラデシュ文化交流会 (東京都東村山市富士見町4-5-2 ベルドミール202)	7,856	女性に対する手工芸品及び大豆加工食品製造の訓練並びに リーダー育成研修 (バングラデシュ・ジェソール県シャシャ郡)
特定非営利活動法人 パルシック (東京都千代田区神田淡路町1-7-11 東洋ビル3F)	3,830	紅茶有機栽培のグループ化及び運営指導 (スリランカ・南部州マータレ県デニヤヤ郡)
特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン (東京都豊島区目白3-4-5 アビタメジロ603)	9,932	子どもへの識字等教育、心理ケア及びコミュニティの形成 (レバノン・ベイルート市、トリポリ市、エルバス村 及び国内難民キャンプ7か所)
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ (東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3F)	4,671	タイに居住するミャンマー人難民に対する法教育 (タイ・タク県)
マングローブ植林行動計画 (東京都中野区本町3-29-15-1101)	3,054	マングローブ植林支援及び環境教育 (ミャンマー・イラワジ管区ピャポン郡)
特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会 (東京都北区赤羽西1-6-1-1103)	4,209	栄養失調児への給食支援及び母親への洋裁指導 (中央アフリカ・バンギ市)
NPOカムカムクメール (東京都練馬区小竹町1-36-5)	1,097	子ども、保護者等への歯磨き指導 (カンボジア・コンボンチュナン州、カンダール州、プノンペン市)
インドネシア教育振興会 (富山県富山市中滝142-9)	3,265	有機肥料作成指導 (インドネシア・バンテン州南タンゲラング市セテュ郡)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 イカオ・アコ (愛知県知多郡美浜町奥田字会下前 35-6 日本福祉大学)	5,995	植林、養豚、養殖技術及びマーケティングの指導 (フィリピン・ボホール島)
特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構 (愛知県日進市岩崎町阿良池12 愛知学院大学日進学舎内)	5,089	口唇口蓋裂患者及び先天性心臓疾患患者に対する手術 及び診察 (ベトナム・ホーチミン市、ベンチェ省、ニンビン省、 フートン省、ハノイ市)
ハイチの会 (愛知県名古屋市瑞穂区 八勝通2-29-4)	3,039	畜産技術の指導 (ハイチ・中央県エンシュ市)
社団法人 アジア協会アジア友の会 (大阪府大阪市西区江戸堀1-2-16 山下ビル4F)	4,901	バイオガスプラントの建設及びガス燃料作成のための 牛銀行の実施並びに環境保全・生活改善指導 (ネパール・バグワティ県バクタプール郡、 カブレパランチョーク郡)
アジア保育教育交流推進実行委員会 (大阪府大阪市港区波除4-1-37 HRCビル)	3,135	保育スタッフ研修及び親子保育研修 (タイ・バンコク市内及び周辺の県)
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか (大阪府豊中市北桜塚4-7-17-109)	1,605	診療所の運営支援 (ネパール・ジャナクプール県シンズリ郡)
ネパールの星 (大阪府大阪市北区与力町 2-16-2402)	4,061	地域医療の支援 (ネパール・カブレ郡)

計 33事業 145,835 千円

配分団体が守らなければならない事項

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第 22 条第 1 項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式 1 の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができないとき若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に係る寄附金配分申請書の記の第 1 の申請団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあつては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (4) 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めたときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

3 配分金の経理等

- (1) 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。
- (3) 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

5 完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式 2 の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

(参考)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附則

第 22 条 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第 1 項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第 1 項若しくは同条第 3 項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

別紙様式 1

(記 番 号)
平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)
(代 表 者 役 職 名)
(氏 名 [登録印])

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の実施計画変更承認申請書
(機構第※※※※号 (H※. ※. ※) 関連)

標記について、下記の理由により援助事業の内容を変更したいので、承認申請をします。

記

1 援助事業名 (対象国・地域)

_____ (.)

2 計画変更の内容

変更前の実施計画	変更後の実施計画

3 計画変更の理由

【記入上の注意等】

- 1 記3の計画変更の理由は、その根拠、背景等を具体的に記入してください。
- 2 変更申請の承認手続は、変更予定の事業に着手する前に行ってください。

別紙様式 2

(記 番 号)
平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)
(代 表 者 役 職 名)
(氏 名 [登録印])

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の完了報告書
(機構第※※※※号 (H※. ※. ※) 関連)

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 援助事業名 (対象国・地域)

_____ ()

2 配分額

配分額 _____ 千円

(内訳) 受領額 _____ 千円

未受領額 _____ 千円

3 配分事業の総費用額等

総費用額 _____ 円

(内訳) 自己資金額 (総費用額 - 受領額) _____ 円

自己資金額の割合 (自己資金額 ÷ 総費用額 × 100) _____ %

4 援助事業の実施状況及び効果

5 配分項目別経費の使用状況

配分項目	①配分決定額	②変更承認後の配分額	③実際の使用額	④差額（①－③ 又は②－③）
合 計				

注：1 変更承認を受けたものについては、承認文書の写しを添付すること。

2 「差額」の欄は、自己資金で負担した額か、返還を要する額となる。

6 援助事業の完了時期

平成 年 月 日

7 現地の人々の反響・意見

8 監査結果記載欄

配分申請書に記載の監査担当者が、事業内容及び会計報告内容について内部監査を行い、以下の欄に署名（自筆）及び押印してください。

上記の記載事項及び会計書類を監査したところ、援助事業の実施結果は正しく記載されており、また、配分金の適正な使用と添付の会計書類に不備がないことを確認した。

監査年月日

監査役氏名 （自筆署名）

印

【記入上の注意等】

1 記4の援助事業の実施状況及び効果は、援助事業の着手から完了までの実施経過、事業の効果（反省点も含む。）等を具体的に記入してください。

2 記5の配分項目別経費の使用状況は、配分決定通知文書の「配分項目」に基づき、派遣人数や雇用人数、期間等も括弧書きするなどし、漏れなく記入してください。

また、会計帳簿（写）、領収書、両替票、航空券控(eチケット控)及び搭乗半券など支出額を証明する資料をすべて添付してください。

なお、領収書、両替票、航空券控(eチケット控)及び搭乗半券など支出額を証明する資料については、原本の提出が困難である事情を具体的に記載した理由書の提出をいただき、

その事情について当機構がやむを得ないと判断した場合を除き、すべて原本を添付してください。

- 3 記7の現地の人々の反響・意見は、現地の人々の率直な意見等を記入してください。また、写真等で現地の状況が分かるものを添付してください。

配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

1 配分審査の客観性・透明性の確保

- (1) 「国際ボランティア貯金寄附金 平成22年度 配分申請のご案内」(以下「ご案内」という。)に明記されている団体の要件及び事業の要件に合致していることを確認
- (2) 「ご案内」に明記されている「配分対象となり得る経費及びならない経費」等に基づき配分項目及び配分額を精査
- (3) 過年度事業の実施状況の評価を反映
- (4) 機構で実施する配分審査会による審査

2 審査基準

「ご案内」に次のとおり明記。

(1) 団体の要件

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。
- ⑥ 郵便及び電話のほか、電子メールにて円滑に連絡が取れること。

(2) 事業の要件

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野)を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 事業が平成23年4月1日以降に開始され、平成24年3月31日までに完了するものであること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5年目以下であること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為(類似行為を含む)が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。
- ⑩ 事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報(危険情報)により、事業実施地域及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

3 配分審査手順

(1) 配分申請書の形式審査

配分申請書及び添付資料が、平成22年度形式審査チェックシート（別添1）の各項目を満たしていることを確認。

(2) 団体要件の審査

配分申請書及び添付資料をもとに、「団体の要件」をすべて満たしていることを確認。

(3) 事業要件の審査

配分申請書及び添付資料をもとに、「事業の要件」をすべて満たしていることを確認。

(4) 配分項目の精査

提出された配分申請書に含まれる「配分希望額調書」について、事業要件に合致しない活動に係る費目を除いた上で、「配分対象となり得る経費及びならない経費」に定める以下の基準により配分項目を精査。

ア 次の項目のみについて、配分対象とする。

- ・ 物資・資機材の調達費
- ・ 事業対象地での研修関係費
- ・ 建設費、建造物の工事費
- ・ 現地事務所経費
- ・ 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣渡航費
- ・ 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費・日当
- ・ 現地における雇用費
- ・ 現地交通費

イ 物資や施設（設置工事を含む）の供与に係る経費は、その供与が、住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上での「手段」として必要性が高いと認められる場合に配分対象とする。

(5) 配分金額の精査

以下の査定基準により、各項目の金額を精査する。

項 目		上限額（単価）
【物件費】	下記を除く物件費 （事業実施に必要不可欠なもののみ）	配分申請額×95%
	現地事務所経費等（賃借費用、光熱費等を含む。）	3万円/月、1箇所のみ
	現地での研修関係費 （参加者への支給分）	教材費・食事代・交通費を含め300円/1人日
特殊【物件費】	航空運賃	航空会社の提示するエコノミー運賃の最安値
	現地交通費	配分申請額×90%
	滞在費	3,000円/1泊（活動を行わない日は支給しない）
【人件費】	現地雇用費	
	技術者・専門家	900円/人日
	運転手・事務員	600円/人日
	作業員・警備員	300円/人日
	派遣者日当	3,000円/人日（移動日及び活動を行わない日は支給しない）

4 過年度事業等の評価の反映

平成19年度上期から平成20年度までの完了事業に対する監査結果及び平成21年度事業（現在実施中）の中間報告の監査結果を、「団体の要件（過去の事業実施に当たっての重大な問題）」の審査に用いた。

5 配分保留額の考え方

- (1) 平成22年度の配分原資は、平成21年度の配分残額の繰越額等で、3億384万円となった。
- (2) 公募の結果、42団体から42事業、総額2億4,611万円の申請があった。これらを前述のとおり審査し、33団体の33事業、総額1億4,583万円の配分案を作成した。
- (3) その結果生ずる配分残額1億5,800万円は、次回配分の前原資として保留することとする。

・ 配分原資額(1)	303,841,699 円
・ 配分予定額(2)	145,835,000 円
・ 次回配分用の配分原資として保留(3)=(1)－(2)	158,006,699 円

6 配分案の確定

配分団体（事業）ごとの内訳は別添2のとおり。

法第 5 条及び第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額等

1 寄附金に充てられた額 303,841,699 円

(1) 法第 5 条により寄附金に充てられた額

ア 法第 5 条第 1 項の規定により寄附金に充てられた配分金 108,990,690 円

・ 平成 22 年度配分期間中に返還されたが配分とならな

った平成 21 年度配分期間以前に交付された配分金 60,639,690 円

・ 平成 21 年度配分期間経過後に交付できなくなった

配分金 48,351,000 円

イ 法第 5 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた平成 21

年度配分期間の末日において配分金とならなかった寄附金 193,066,723 円

・ 平成 21 年度配分期間において、平成 22 年度配分期間

以降の配分用として保留されていた寄附金 193,066,723 円

(2) 法第 6 条第 2 項により寄附金に充てられた額

・ 法第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額

(運用した結果生じた利子) 1,784,286 円

2 寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金の額から控除した費用の額 0 円

(2) 内訳

寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため特に要した費用

(平成 21 年度分) 0 円

3 配分金とならなかった寄附金の額及びその処理方法

(1) 配分金とならなかった寄附金の額 158,006,699 円

(2) 配分金とならなかった寄附金の処理方法

平成 23 年度配分期間以降の配分用として保留

(参考) 配分原資等の算出

1 寄附金に充てられる額

- ① 法第5条第1項の規定により寄附金に充てられた配分金…………… 108,990,690 円
(平成21年度配分期間経過後に返還され又は交付できなくなった配分金)
- ② 法第5条第2項の規定により寄附金に充てられた額…………… 193,066,723 円
(平成21年度配分期間の末日において配分金とならなかった寄附金)
- ③ 法第6条第2項の規定により寄附金に充てられた額
(運用した結果生じた利子)…………… 1,784,286 円

合 計…………… 303,841,699 円

2 費用(支出)

特に要した費用…………… 0 円

3 配分原資(1－2)…………… 303,841,699 円

(1) 配分予定額…………… 145,835,000 円

(2) 配分金とならなかった寄附金…………… 158,006,699 円

平成22年度形式審査チェックシート

団体名: _____

実施日	検査者

審査結果	☐ 配 分 ☐ 非配分

確認項目・方法	検査者	整備状況
以下の書類がすべて提出され、不備がないことの確認 注 形式検査において△又は×とされた項目について、その後の整備状況を確認し、整備状況欄に記入する。		
1 配分申請書全般		
(1) ホームページに掲載した様式を使用し、ページ、項目に記入漏れがない		
(2) 申請名義人が、団体を代表する者として定められた役職の者である		
2 配分申請書「第3 申請援助事業に要する経費」		
(1) 「寄附金配分希望額の合計」が申請上限額を超えていない (新規申請団体 200 万円 (相応の実績がある団体) 既配分団体 1,000 万円 / 1 団体当たり)		
(2) 「寄附金配分希望額の合計」が「援助事業に要する費用総額の合計」を超えていない		
3 添付資料の1の(1)の① 最新の定款又は寄附行為 (任意団体はこれに相当する規約など)		
4 添付資料の1の(1)の② 最新の理事及び監事 (任意団体はこれらに相当する役員) の名簿		
5 添付資料の1の(1)の③ 団体の印鑑登録証明書 (任意団体は団体代表者の印鑑登録証明書)		
(1) 申請年月日以前、3 か月以内に発行された印鑑登録証明書の原本である		
(2) 申請書の代表者氏名欄の印影が、印鑑登録証明書の印鑑と符合する		
(3) 法人の場合、地方法務局発行の印鑑登録証明書で、法人名称、主たる事務所、代表者名が配分申請書の記載と一致している		
6 添付資料の1の(1)の④ 平成22年度の事業計画 (当年度に行うすべての事業についての概要)		
7 添付資料の1の(1)の⑤ 平成22年度の収支予算書 (当年度に行う管理費を含むすべての収支についての概算)		
8 (決算時の法人格が特定非営利活動法人、社団法人、財団法人又は社会福祉法人の場合) ※) 所轄庁より入手したコピーと同一内容かを確認する。 添付資料の1の(2)の⑥ 平成20年度の収支決算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録 添付資料の1の(2)の⑦ 平成21年度の収支決算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録		
9 (決算時の法人格が上記8以外の場合) 添付資料の1の(3)の⑥ 団体としての平成20年度の収支決算書、事業報告書 添付資料の1の(3)の⑦ 団体の構成員又は会員に⑥を報告したことがわかる資料 添付資料の1の(3)の⑧ 団体としての平成21年度の収支決算書、事業報告書 添付資料の1の(3)の⑨ 団体の構成員又は会員に⑧を報告したことがわかる資料 添付資料の1の(3)の⑩ 団体の構成員に添付資料の1の(1)の④及び⑤を報告したことが分かる資料		
10 (国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて事業を実施した実績のない団体のみ) 添付資料の1の(4) 相応の海外援助事業の実績を有している団体が1年以上あることを示す資料		
11 添付資料の2の(1) 対象となる事業地に関する地図		
12 添付資料の2の(2) 対象国から申請団体が取得した外国籍NGO登録証の写し (登録を要する国での実施を計画している団体のみ)		
13 添付資料の3の(1) 見積書 (該当の経費を配分希望した団体のみ)		
14 添付資料の3の(2) 工事や施設の概要図 (該当の経費を配分希望した団体のみ)		

特定非営利活動法人 アプカス

配分総額 7,554 千円

○ 視力検査・矯正、農作物の生産加工販売指導及び子どもへの英語教育 [スリランカ]

[項目]

視力検査トレーニング参加費(550人回分)	165千円
視力検査トレーニング会場費(10回分)	130千円
視力検査トレーニング講師人件費(10回分)	8千円
メガネ提供費(2,000セット分)	2,850千円
家庭菜園実施費(200世帯分)	869千円
家庭菜園実施講師人件費(200人日分)	180千円
生計向上技術指導用教材費(500冊分)	232千円
現地英語クラス講師人件費(768人日分)	490千円
現地フィールドコーディネーター人件費(320人日分)	192千円
現地アシスタントマネージャー人件費(320人日分)	192千円
二輪車借り上げ費(12か月分)	111千円
現地事務所賃借料(12か月分)	270千円
日本人専門家航空運賃(日本-スリランカ:2往復分)	260千円
現地移動車両借り上げ費(12か月分)	405千円
日本人専門家滞在費(200泊分)	600千円
日本人専門家日当(200人日分)	600千円

岩手県インドネシア友好協会

配分総額 2,322 千円

○ 貸付牛の飼養管理・繁殖管理技術指導及び乾季のエサ不足対策指導 [インドネシア]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーインドネシア:5往復分)	511千円
日本人専門家国内交通費(5回分)	146千円
日本人専門家現地交通費	188千円
日本人専門家滞在費(85泊分)	255千円
日本人専門家日当(85人日分)	255千円
通訳人件費(30人日分)	27千円
現地研修・指導補助人件費(60人日分)	36千円
現地スタッフ人件費(15人日分)	5千円
貸付雌牛購入費(10頭分)	548千円
合同研修会会場借り上げ費(5回分)	23千円
合同研修会参加費(210人回分)	63千円
一般研修会会場借り上げ費(4回分)	8千円
一般研修会参加費(100人回分)	10千円
研修教材(DVD)費(3セット分)	22千円
先進地研修車両借り上げ費(2回分)	27千円
先進地研修参加費(20人回分)	6千円
飼料調整研修材料費	29千円
飼料材料運搬費(2か所分)	19千円
機械保守管理研修機材費	24千円
堆肥づくり研修資材費	46千円
圃場借り上げ費(2か所分)	25千円
展示圃設置運営費	49千円

福島県障害児・者の動作学習研究会

配分総額 2,404 千円

○ 障がい者等に対する研修及び巡回指導 [マレーシア]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーマレーシア:13往復分)	1,495千円
日本人専門家国内交通費(13回分)	250千円
日本人専門家滞在費(110泊分)	330千円
日本人専門家日当(97人日分)	291千円
現地コーディネーター人件費(12人日分)	11千円
通訳人件費(26人日分)	23千円
現地講師人件費(4人日分)	4千円

特定非営利活動法人 民族フォーラム

配分総額 2,686 千円

○ 初等教育の点字教材作成及び教員養成 [ベトナム]

[項目]

日本人専門家日当(200人日分)	600千円
日本人専門家現地航空運賃(ハノイーフェ:1往復分)	12千円
日本人専門家滞在費(2泊分)	6千円
現地巡回研修講師人件費(90人日分)	81千円
現地教員研修講師人件費(60人日分)	54千円
現地総務担当人件費(通訳兼務:200人日分)	180千円
現地視覚障がい者介護人件費(400人日分)	240千円
現地巡回研修講師航空運賃(ハノイーフェ:1往復分)	12千円
現地巡回研修講師航空運賃(ハノイクアンビン:1往復分)	9千円
現地巡回研修講師交通費	14千円
現地巡回研修講師滞在費(24泊分)	22千円
巡回研修参加費(150人日分)	45千円
教員養成研修会場借り上げ費(60回分)	285千円
教員養成研修参加費(600人日分)	180千円
現地事務所賃借料(水道光熱費含む:10か月分)	300千円
点字用紙購入費(100箱分)	245千円
文具購入費	41千円
車両借り上げ費(10か月分)	360千円

特定非営利活動法人 NPOアジアマインド

配分総額 4,715 千円

○ 補聴器の使用方法及びメンテナンス方法の指導 [ミャンマー]

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーミャンマー:7往復分)	770千円
日本人専門家・スタッフ国内交通費(7回分)	21千円
日本人専門家・スタッフ現地航空運賃(ヤンゴンーマンダレー:6往復分)	120千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(77泊分)	231千円
日本人専門家・スタッフ日当(84人日分)	252千円
日本人専門家・スタッフ現地交通費	30千円
デジタル補聴器(60個分)	3,097千円
空気電池(6個入り:80パック分)	28千円
調整用機材費	37千円
通訳及び文書翻訳人件費(35人日分)	21千円
研修会A参加費(160人分)	48千円
研修会B参加費(200人分)	60千円

内モンゴル沙漠化防止植林の会

配分総額 9,461 千円

○ 流動砂丘防止のための草方格作り、植林及び井戸掘り支援 [中国]

[項目]

柵購入費(10トン分)	1,425千円
柱購入費(6, 000本)	2,850千円
井戸機材費(20セット分)	2,850千円
トラクター借り上げ費(15日分)	371千円
杏苗木購入費(50, 000本分)	475千円
ポプラ苗木購入費(50, 000本分)	475千円
現地柵補強人件費(500人日分)	150千円
給水燃料費(5, 000リットル分)	428千円
現地スタッフ車両借り上げ費(90回分)	257千円
現地日本人スタッフ滞在費(60泊分)	180千円

特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会

配分総額 1,676 千円

○ 識字教育及び識字教師の育成 [カンボジア]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:2往復分)	200千円
日本人専門家現地交通費	162千円
日本人専門家滞在費(13泊分)	39千円
日本人専門家日当(104人日分)	312千円
現地アシスタントプログラムマネージャー人件費(180人日分)	108千円
現地識字スーパーバイザー人件費(100人日分)	60千円
現地識字アシスタントスーパーバイザー人件費(120人日分)	60千円
現地識字教師トレーニング参加費(117人日分)	35千円
現地識字教師人件費(1,260人日分)	252千円
現地スタッフ交通費	8千円
識字教室文具購入費	72千円
ミニライブラリ用ケース及び本購入費(9セット分)	43千円
教室用備品購入費	86千円
貸出用懐中電灯(電池付)購入費	23千円
プノンペン事務所賃借料(水道光熱費含む:8か月分)	216千円

梅本記念歯科奉仕団

配分総額 2,088 千円

○ ハンセン病患者等に対する歯科診療、口腔衛生教育及び医療技術指導 [ラオス]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーラオス:12往復分)	1,320千円
日本人専門家国内交通費(12回分)	60千円
日本人専門家滞在費(45泊分)	90千円
日本人看護師滞在費(15泊分)	45千円
現地看護師・運転手滞在費(65泊分)	59千円
現地通訳滞在費(15泊分)	14千円
日本人看護師日当(15人日分)	45千円
現地歯科医師・医師人件費(45人日分)	41千円
現地看護師・運転手人件費(75人日分)	45千円
現地通訳人件費(15人日分)	14千円
補装具材料費(100足分)	41千円
医薬品購入費	197千円
歯ブラシ購入費(1,000本分)	36千円
巡回診療用車両燃料費	81千円

配分総額

5,632 千円

○ 有機農業及び家畜飼育の指導 [ネパール]

[項目]

有機野菜栽培用種苗購入費(5村分)	428千円
有機野菜栽培機器及びハウス資材費(5セット分)	593千円
有機肥料及び有機農薬用資材費(5セット分)	309千円
有機農法現地巡回指導スタッフ人件費(600人日分)	360千円
有機農法現地インストラクター人件費(50日分)	45千円
有機農法研修用教材購入費(450部)	85千円
有機農法研修参加費(1,500人分)	225千円
有機農法研修用プロジェクターレンタル費(50日分)	63千円
牛・水牛購入費(10頭分)	399千円
ヤギ購入費(10頭分)	103千円
飼料材料費(植林用樹木・牧草、育成用肥料:5セット分)	356千円
家畜飼育管理現地巡回指導スタッフ人件費(480人日分)	288千円
家畜飼育管理現地ヘルスワーカー人件費(240人日分)	72千円
家畜飼育管理現地インストラクター人件費(20人日分)	18千円
家畜飼育管理研修用教材購入費(150部)	29千円
家畜飼育管理研修参加費(300人分)	45千円
家畜飼育管理研修用プロジェクターレンタル費(20日分)	25千円
家畜ヘルスキャンプ配布資料印刷費(500部)	91千円
家畜ヘルスキャンプ診療用医薬品及び医療器具(5セット分)	549千円
家畜ヘルスキャンプ野外用テント(5セット分)	120千円
家畜ヘルスキャンプ野外研修参加費(20人×5回分)	25千円
家畜ヘルスキャンプ交通費	43千円
家畜ヘルスキャンプ現地獣医人件費(5人×5回分)	23千円
巡回診療バッグ購入費(45個分)	43千円
現地スタッフ人件費(864人日分)	518千円
モニタリング車両借り上げ費(36回分)	306千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーネパール:2往復分)	290千円
日本人スタッフ日当(22人日分)	66千円
日本人スタッフ滞在費(24泊分)	72千円
日本人スタッフ現地車両借り上げ費	43千円

特定非営利活動法人 アジア・レインボー

配分総額 3,374 千円

○ 職業訓練センター(縫製・美容・バイク修理・電化製品修理)の運営指導 [カンボジア]

[項目]

現地日中クラス教師人件費(1, 200人日分)	1,080千円
現地夜間クラス教師人件費(1, 200人日分)	900千円
現地夜間クラスアシスタント人件費(960人日分)	240千円
日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:4往復分)	320千円
日本人専門家滞在費(40泊分)	120千円
日本人専門家日当(36人日分)	108千円
電化製品修理クラス機材費	264千円
縫製クラス資材費	159千円
美容クラス資材費	162千円
新センター用扇風機	21千円

配分総額 4,538 千円

○ 就学前教育の充実・僻地への教材配布と研修 [カンボジア]

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーカンボジア:6往復分)	412千円
日本人専門家日当(180人日分)	540千円
日本人事務所長日当(120人日分)	360千円
日本人事務局長滞在費(16泊分)	22千円
日本人事務局長日当(16人日分)	32千円
現地保育マネージャー人件費(研修講師:180人日分)	162千円
現地保育コーディネーター人件費(225人日分)	203千円
現地保育スタッフ人件費(180人日分)	108千円
現地会計スタッフ人件費(120人日分)	72千円
保育研修(第1次)講師人件費(12人日分)	12千円
保育研修(第1次)参加費(510人日分)	153千円
保育研修(第1次)教材製作費(180セット分)	2,069千円
保育研修(第2次)講師人件費(32人日分)	28千円
保育研修現地車両燃料費	35千円
現地事務所賃借料(12か月分)	330千円

特定非営利活動法人 環境修復保全機構

配分総額 7,602 千円

○ 小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の実践 [タイ]

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ータイ:4往復分)	440千円
日本人専門家・スタッフ日当(105人日分)	315千円
現地活動補助者人件費(450人日分)	270千円
現地通訳人件費(30人日分)	27千円
学校菜園での野菜づくり関連費	72千円
堆肥づくり関連費	1,676千円
生物起源防虫液づくり関連費	950千円
炭焼き関連費	897千円
苗木づくり関連費	1,850千円
混農林業モデル区画関連費	69千円
研修文具費(850人分)	255千円
研修資料印刷用紙	11千円
改訂版パンフレット印刷費(850部)	44千円
食農環境教育教材印刷費(50部)	20千円
車両借り上げ費(112回分)	706千円

特定非営利活動法人 ジャパンハート

配分総額 9,060 千円

○ 診察・手術及び医療技術指導 [ミャンマー]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーミャンマー:33往復分)	3,300千円
日本人専門家現地航空運賃(ヤンゴンーマンダレー:33往復分)	528千円
日本人専門家現地交通費	89千円
日本人専門家日当(330人日分)	990千円
日本人管理者現地航空運賃(ヤンゴンーマンダレー:4往復分)	64千円
日本人管理者現地交通費	11千円
通訳人件費(624人日分)	312千円
現地スタッフ事務担当人件費(312人日分)	156千円
薬剤・衛生材料購入費	1,140千円
手術用縫合糸購入費	1,900千円
酸素飽和度モニター購入費(2台分)	95千円
手術用器具購入費(50種)	475千円

特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会

配分総額 4,525 千円

○ 住民グループ育成・研修、識字学級、児童教育、障がい者支援及び自治組織の育成
[バングラデシュ]

[項目]

住民グループ育成フィールドワーカー人件費(2,000人日分)	1,200千円
住民グループ育成会議・印刷費(12か月分)	73千円
住民グループ育成収入向上研修参加費(160人回分)	48千円
住民グループ育成年次集会参加費(80人回分)	24千円
住民グループ育成現地交通費(12か月分)	57千円
少女グループ支援フィールドワーカー人件費(1,250人日分)	750千円
少女グループ支援会議・印刷費(12か月)	36千円
少女グループ支援リプロダクティブヘルス研修参加費(100人回分)	19千円
少女グループ支援女性の権利に関する研修参加費(60人回分)	6千円
少女グループ支援少女グループ運営研修参加費(60人回分)	6千円
少女グループ支援現地交通費(12か月分)	42千円
識字学級教師人件費(576人日分)	70千円
識字学級教材費(200冊分)	49千円
識字学級教材費(6センター分)	25千円
障がい者支援啓発活動ラリー参加費(100人回分)	27千円
障がい者支援啓発活動演劇上演費(5回分)	17千円
障がい者支援技術研修参加費(75人日分)	15千円
障がい者支援理学療法参加費(200人日分)	60千円
自治組織育成フィールドワーカー人件費(500人日分)	300千円
自治組織育成地域行政会議参加費(75人日分)	19千円
自治組織育成地域行政機材レンタル・文具購入費	6千円
自治組織育成地域行政事前住民ワークショップ参加費(625人回分)	16千円
自治組織育成会合参加費(32人回分)	4千円
自治組織育成スタッフ&住民合同会議参加費(32人回分)	10千円
自治組織育成スタッフ&住民年次計画ワークショップ参加費(80人回分)	24千円
自治組織育成現地交通費(12か月分)	69千円
現地プロジェクト管理スタッフ人件費(750人日分)	450千円
ダッカ事務所人件費(660人日分)	396千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーバングラデシュ:1往復分)	107千円

日本人スタッフ国内交通費(1回分)	3千円
日本人スタッフ滞在費(9泊分)	27千円
日本人スタッフ日当(10人日分)	30千円
日本人現地駐在員人件費(180人日分)	540千円

社団法人 シャンティ国際ボランティア会

配分総額 3,999 千円

○ 難民キャンプの図書館修繕及び運営研修[タイ]

[項目]

図書館フェンス設置費(3館)	226千円
書架購入費(8館)	262千円
図書館修繕費(8館)	34千円
研修参加費(2,030人分)	609千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ータイ:1往復分)	90千円
日本人スタッフ国内交通費	5千円
日本人スタッフ現地交通費	5千円
日本人スタッフ日当(240人日分)	720千円
現地スタッフ人件費(2,160人日分)	1,296千円
現地作業員人件費(224人日分)	67千円
現地事務所賃貸料(水道光熱費含む:3か月分)	44千円
現地車両燃料費(12か月分)	162千円
図書購入費(21館分)	479千円

配分総額 1,786 千円

○ 農業の生産・販売指導及び保健互助制度の運営指導 [フィリピン]

[項目]

日本人専門家日当(300人日分)	900千円
現地農業指導員人件費(300人日分)	120千円
販売店建材費(1店分)	249千円
販売店建設人件費(60人日分)	42千円
現地保健指導員人件費(300人日分)	120千円
トイレ建材費(8基分)	313千円
トイレ建設人件費(60人日分)	42千円

配分総額 1,967 千円

○ 貧困家庭子女に対する給食付き識字教育及び衛生教育 [カンボジア]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:6往復分)	408千円
日本人専門家現地交通費(50回分)	38千円
日本人専門家滞在費(60泊分)	180千円
給食材料費(11,400人日分)	542千円
教材費(11か月分)	21千円
教室賃借料(12か月分)	360千円
現地主任教師人件費(190人日分)	133千円
現地教師人件費(570人日分)	285千円

配分総額 4,707 千円

○ 巡回保健指導及び健康診断[パレスチナ]

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーイスラエル:8往復分)	1,700千円
日本人専門家・スタッフ日本国内交通費(8回分)	39千円
日本人専門家・スタッフ現地交通費(8回分)	13千円
日本人スタッフ日当(240人日分)	720千円
日本人専門家日当(72人日分)	216千円
日本人専門家滞在費(72泊分)	216千円
現地医師人件費(276人日分)	248千円
現地保健指導員人件費(828人日分)	745千円
現地事務所賃借料(12か月分)	360千円
研修教材費(60人回分)	180千円
巡回研修・指導用現地交通費(12か月分)	270千円

日本・バングラデシュ文化交流会

配分総額 7,856 千円

○ 女性に対する手工芸品及び大豆加工食品製造の訓練並びにリーダー育成研修[バングラデシュ]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーバングラデシュ:3往復分)	321千円
日本人スタッフ現地交通費	76千円
日本人スタッフ滞在費(100泊分)	240千円
日本人スタッフ日当(100人日分)	300千円
現地研修講師人件費(21人日分)	19千円
現地スタッフ人件費(6,000人日分)	3,600千円
リーダー育成草木染研修材料費	133千円
リーダー育成ノクシカタ刺繍研修材料費	133千円
リーダー育成縫製研修材料費	133千円
ワークショップ材料費	684千円
ワークショップ・研修講師用車両借り上げ費	324千円
ノクシカタ刺繍研修材料費	445千円
栄養・保健衛生研修材料費	154千円
大豆加工食品研修材料費	257千円
農村巡回現地交通費(12か月分)	1,037千円

特定非営利活動法人 パルシック

配分総額 3,830 千円

○ 紅茶有機栽培のグループ化及び運営指導 [スリランカ]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ースリランカ:5往復分)	650千円
日本人専門家国内交通費(5回分)	26千円
日本人専門家日当(70人日分)	210千円
日本人専門家滞在費(70泊分)	210千円
コンポストビン購入費(25個分)	51千円
牛購入費(25頭分)	906千円
畑整備用資材費(25軒分)	363千円
研修用文具費(13回分)	47千円
現地有機農業スタッフ人件費(540人日分)	309千円
現地組織担当専門家人件費(270人日分)	237千円
現地庶務兼運転スタッフ人件費(270人日分)	154千円
現地事務所賃借料(光熱費含む:12か月分)	204千円
現地移動車両燃料費(12か月分)	18千円
現地移動車両借り上げ費(12か月分)	445千円

特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン

配分総額

9,932 千円

○ 子どもへの識字等教育、心理ケア及びコミュニティの形成 [レバノン]

[項目]

子ども向けプログラム現地指導員人件費(6, 500人日分)	5,850千円
子ども向けプログラム教材費(900人分×12か月)	923千円
現地ソーシャルワーカー人件費(1, 820人日分)	1,638千円
母親向けワークショップ教材費(140人分×6回)	168千円
心理サポート研修指導員研修会場費(3か所分×2日)	50千円
心理サポート研修現地指導員研修参加費(32人分×2日)	19千円
心理サポート研修アートプログラム教材費(60人分×7日)	120千円
日本人専門家航空運賃(日本ーレバノン:6往復分)	1,080千円
日本人専門家日当(28人日分)	84千円

配分総額 4,671 千円

○ タイに居住するミャンマー人難民に対する法教育 [タイ]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ータイ:16往復分)	1,760千円
日本人専門家現地交通費(8回分)	360千円
日本人専門家滞在費(80泊分)	240千円
日本人専門家日当(75人日分)	225千円
教育施設賃借料(12か月分)	228千円
教材・文具費(12か月分)	517千円
現地講師人件費(1,050人日分)	945千円
現地事務担当スタッフ人件費(660人日分)	396千円

マングローブ植林行動計画

配分総額 3,054 千円

○ マングローブ植林支援及び環境教育 [ミャンマー]

[項目]

苗木購入費(121,000本分)	1,035千円
現地人件費(草刈り、苗木の植付け、植林管理:3,000人日分)	900千円
日本人専門家航空運賃(日本ーミャンマー:6往復分)	660千円
現地交通費(船借上:30回分)	297千円
日本人専門家日当(36人日分)	108千円
現地専門家人件費(60人日分)	54千円

特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会

配分総額 4,209 千円

○ 栄養失調児への給食支援及び母親への洋裁指導 [中央アフリカ]

[項目]

給食材料	850千円
現地給食スタッフ人件費(768人日分)	230千円
洋裁教室ミシン購入費(5台分)	123千円
洋裁教室教材費(布:1,440ヤード分)	196千円
現地洋裁指導補助スタッフ人件費(768人日分)	230千円
日本人専門家航空運賃(日本ー中央アフリカ:4往復分)	1,504千円
現地ソーシャルワーカー人件費(276人日分)	166千円
現地医師人件費(276人日分)	248千円
現地看護師・栄養士人件費(1,104人日分)	662千円

配分総額 1,097 千円

○ 子ども、保護者等への歯磨き指導 [カンボジア]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:6往復分)	600千円
日本人専門家滞在費(60泊分)	180千円
日本人専門家日当(54人日分)	162千円
通訳人件費(18人日分)	16千円
現地交通費	117千円
現地スタッフ人件費(18人日分)	11千円
現地医師人件費(12人日分)	11千円

インドネシア教育振興会

配分総額 3,265 千円

○ 有機肥料作成指導 [インドネシア]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーインドネシア:4往復分)	540千円
日本人スタッフ現地車両借り上げ費	225千円
日本人スタッフ滞在費(25泊分)	75千円
日本人スタッフ日当(25人日分)	75千円
地域住民用教材印刷費(2,000冊分)	834千円
指導者用教材印刷費(50冊分)	139千円
トイレ・コンポスト作業場建設費	834千円
苗木類購入費(2,500本分)	209千円
分別袋購入費(2枚組3,000セット分)	334千円

配分総額 5,995 千円

○ 植林、養豚、養殖技術及びマーケティングの指導 [フィリピン]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーフィリピン:6往復分)	540千円
日本人専門家現地航空運賃(マニラーボホール:10往復分)	100千円
日本人専門家滞在費(161泊分)	483千円
日本人専門家日当(177人日分)	531千円
現地交通費(船借上)	238千円
マングローブ苗・植樹・メンテナンス費(50,000本分)	2,850千円
現地スタッフ人件費(400人日分)	240千円
研修会場借り上げ費(9回分)	43千円
資材購入費(竹、バインダー、ネット)	780千円
豚購入費(50頭分)	190千円

特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構

配分総額 5,089 千円

○ 口唇口蓋裂患者及び先天性心臓疾患患者に対する手術及び診察 [ベトナム]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーベトナム:28往復分)	1,540千円
日本人専門家現地車両借り上げ費(41回分)	276千円
日本人専門家滞在費(233泊分)	576千円
日本人専門家日当(220人日分)	660千円
手術用消耗品購入費(日本購入分)	938千円
手術用薬品購入費(日本購入分)	479千円
手術用薬品購入費(現地購入分)	359千円
現地スタッフ人件費(300人日分)	180千円
通訳人件費(41人日分)	37千円
現地医師人件費(49人日分)	44千円

ハイチの会

配分総額 3,039 千円

○ 畜産技術の指導 [ハイチ]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーハイチ:3往復分)	540千円
日本人スタッフ現地交通費	39千円
日本人スタッフ滞在費(40泊分)	120千円
日本人スタッフ日当(40人日分)	120千円
現地専門家人件費(300人日分)	270千円
現地スタッフ人件費(240人日分)	144千円
現地作業員人件費(360人日分)	108千円
ヤギ購入費(10頭分)	43千円
豚購入費(10頭分)	57千円
鶏購入費(30羽分)	26千円
牛購入費(10頭分)	428千円
ヤギ小屋建設費	70千円
豚小屋建設費	207千円
牛小屋建設費	549千円
ヤギ・豚・牛予防接種(2回×30頭分)	26千円
家畜飼育用資材購入費	149千円
現地資材運搬費	143千円

社団法人 アジア協会アジア友の会

配分総額 4,901 千円

○ バイオガスプラントの建設及びガス燃料作成のための牛銀行の実施並びに環境保全・生活改善指導[ネパール]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーネパール:5往復分)	725千円
日本人専門家国内交通費(5回分)	19千円
日本人専門家現地交通費(5回分)	43千円
日本人専門家滞在費(38泊分)	114千円
日本人専門家日当(38人日分)	114千円
バイオガスプラント設置費(スダール村:36基分)	1,044千円
バイオガスプラント設置費(バゲスワリ村:30基分)	870千円
バイオガスプラント設置費(トゥクチャ村:39基分)	1,131千円
普及トレーニング講師交通費(8回分)	11千円
普及トレーニング文具費(180セット分)	21千円
普及トレーニング参加費(330人分)	22千円
牛購入費(10頭分)	399千円
ヘルスキャンプ現地医師人件費(4人日分)	4千円
ヘルスキャンプ現地医師助手・看護師人件費(8人日分)	4千円
ヘルスキャンプ現地医師等交通費(2回分)	17千円
ヘルスキャンプ医薬品購入費(2回分)	95千円
ヘルスキャンプ会場借上費(2回分)	9千円
栄養指導研修教材費(500人分)	105千円
現地スタッフ人件費(240人日分)	144千円
現地スタッフ交通費(12か月分)	10千円

アジア保育教育交流推進実行委員会

配分総額 3,135 千円

○ 保育スタッフ研修及び親子保育研修 [タイ]

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ータイ:12往復分)	950千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(46泊分)	138千円
日本人専門家日当(56人日分)	168千円
日本人専門家・スタッフ現地交通費(車両燃料費)	36千円
通訳人件費(18人日分)	16千円
資料作成費(75か所分)	81千円
現地スタッフ交通費(車両燃料費)	96千円
現地スタッフ人件費(168人日分)	101千円
研修資料作成費(40人×12か所分)	128千円
現地運営補助スタッフ人件費(10人日×12か所分)	72千円
研修施設利用料・設営費(12か所分)	98千円
公開保育教材費(12か所分)	319千円
子ども保育用おもちゃ購入費	136千円
研修保育絵本購入費(30冊×12か所分)	195千円
研修参考図書購入費(12か所分)	130千円
資料翻訳料(25枚分)	54千円
パネルディスカッション施設利用料・設営費(1か所分)	13千円
保育テキスト印刷費(500冊分)	404千円

配分総額 1,605 千円

○ 診療所の運営支援 [ネパール]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーネパール:3往復分)	435千円
日本人専門家航空運賃(カトマンズージャナクプール:3往復分)	105千円
日本人専門家現地交通費	81千円
日本人専門家滞在費(24泊分)	72千円
日本人専門家日当(24人日分)	72千円
現地医師人件費(300人日分)	270千円
現地医師滞在費(300泊分)	120千円
現地看護師人件費(300人日分)	180千円
現地看護助手人件費(300人日分)	90千円
現地コーディネーター人件費(300人日分)	180千円

配分総額 4,061 千円

○ 地域医療の支援 [ネパール]

[項目]

平屋建食堂建設工事費	2,628千円
いす購入費(38席)	87千円
テーブル購入費(8卓)	55千円
棚購入費(2台)	34千円
備品等搬送費	108千円
トイレ建設・西側壁面工事費	501千円
トイレ配管工事費	57千円
現地医師人件費(12か月分)	180千円
現地看護師人件費(12か月分)	240千円
医薬品購入費	171千円

国際ボランティア貯金の寄附金配分等の 認可申請の概要及び審査結果について

平成23年3月10日

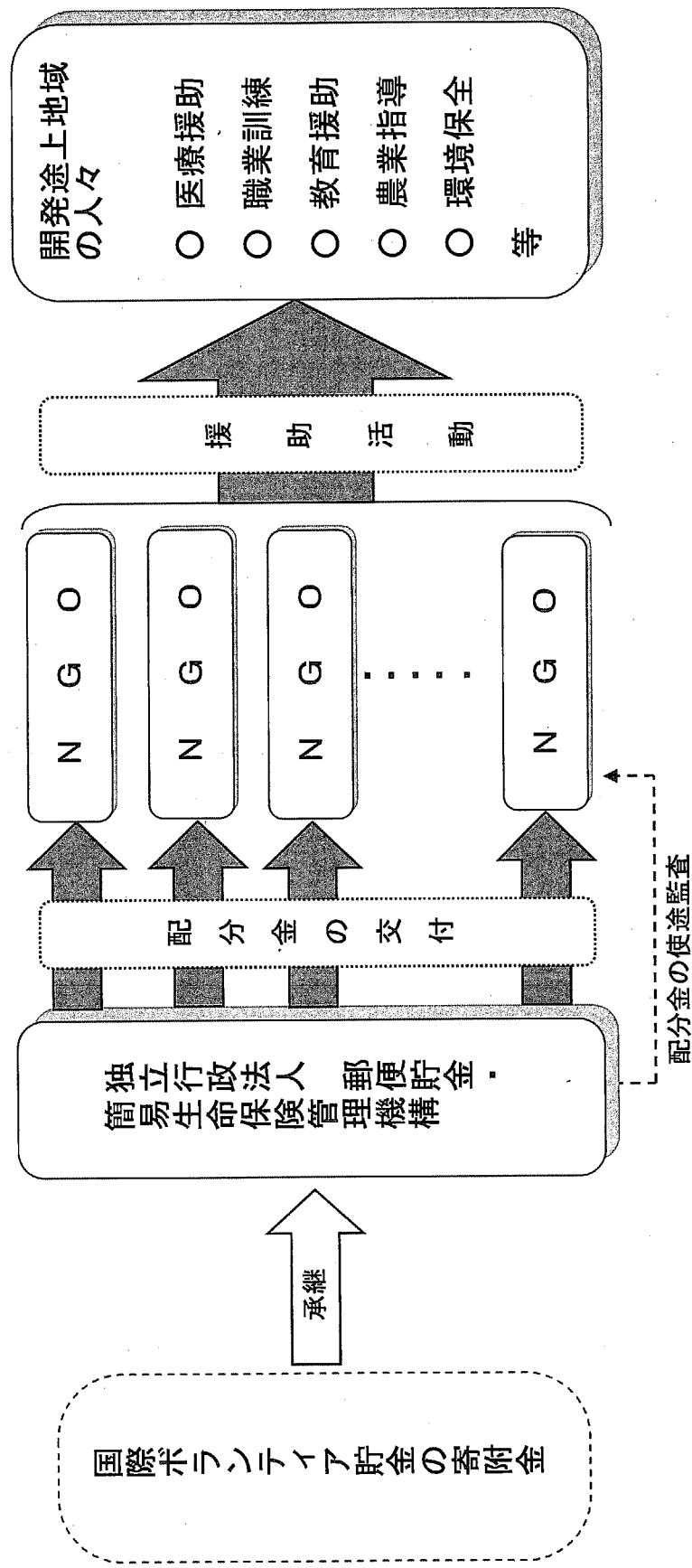
総務省

1 国際ボランティア貯金の概要

(1) 目的

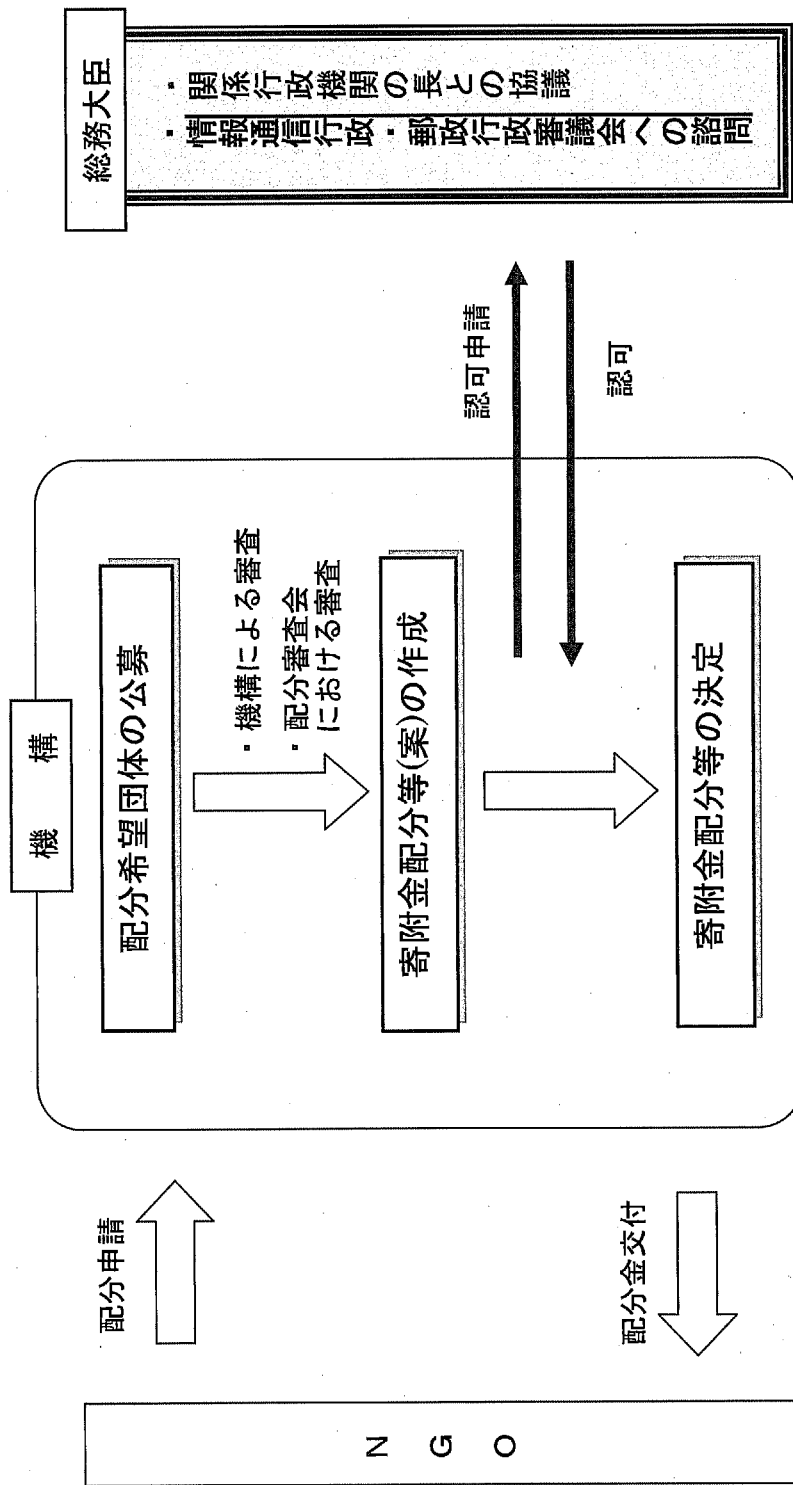
- ・ 通常郵便貯金の税引き後の受取り後の全部又は一部を、寄附金として、海外で活動する民間援助団体(NGO)を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資すること。
- ・ 平成19年10月1日からは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が寄附金を引き継ぎ、寄附金配分に関する事務を実施。

(2) 寄附金の流れ



2 国際ボランティア貯金の寄附金配分等の決定方法

- ・ 旧国際ボランティア貯金法（注）において、国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）並びに配分団体が守らなければならない事項は、機構が総務大臣の認可を受けて決定。
- ・ 寄附金配分等の決定に当たっては、機構は、預金者からの委託の本旨に従い、預金者の善意が有効に活かされるよう法律の趣旨にかなった寄附金の配分を行う義務を負っているところ。



注：郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第23条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号）

(参考) 配分対象となる団体及び事業の要件

【配分対象となる団体の要件】以下の要件すべてを満たす団体を配分対象とする。

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。(※)
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。
- ⑥ 郵便及び電話のほか、電子メールにて円滑に連絡が取れること。

※ 法人格を有する団体にあっては、平成19年度下期以降に民間海外援助事業実績がある、又は1年以上の相応の海外援助事業実績があるものに限る。

【配分対象となる事業の要件】以下の要件すべてを満たす事業を配分対象とする。

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野) を充足させる事業であること。(※)
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 事業が平成23年4月1日以降に開始され、平成24年3月31日までに完了するものであること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5年目以下であること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為(類似行為を含む)が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。
- ⑩ 事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報(危険情報)により、事業実施地域及び周辺地に「回避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

※ 「BHN [basic human needs] を充足させる事業」とは…

衣食住、水、必要最低限の医療、教育、環境保全などの分野において、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させ、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業。

※ 配分申請に当たった時の主な要件

- ① 上記の団体の要件及び事業の要件を満たすこと。
- ② 申請できる事業の数は、1団体につき1事業に限ること。
- ③ 申請金額の上限は、過去に民間海外援助事業実績がある団体は1,000万円、新規申請団体は200万円を限度とすること。

3 国際ボランティア貯金の寄附金配分等に係る認可申請の概要

- 平成22年度の国際ボランティア貯金の寄附金の配分については、33団体の実施する33事業に対し、総額約1億4,583万円を配分しようとするもの。

(1) 配分原資の状況

① 前年度からの寄附金繰越額	1億9,306万円
② 返還金等及び運用利子	1億1,077万円
③ 配分原資 (①+②)	3億 383万円
④ 配分金額	1億4,583万円
⑤ 配分保留額 (③-④)	1億5,800万円

※配分保留額は、翌期以降の配分原資に充当

(2) 配分の概要

		22年度	(参考) 21年度
申請	団体数	42団体	104団体
	事業数	42事業	128事業
	金額	2億4,611万円	10億 834万円
配分	団体数	33団体	83団体
	事業数	33事業	100事業
	金額	1億4,583万円	5億4,282万円

(参考) 地域別内訳

アジア	12か国	29事業	1億2,394万円	(85.0%)
中近東	2か国	2事業	1,463万円	(10.0%)
アフリカ	1か国	1事業	420万円	(2.9%)
中南米	1か国	1事業	303万円	(2.1%)
計	16か国	33事業	1億4,583万円	

(金額は、1万円未満切捨て)

4 配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請の概要

- ・ 配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項を定めようとするもの。

【配分団体が守らなければならない事項の主な内容】

1 配分金の使途の制限

- ・ 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途には使用してはならないこと。

2 実施計画の変更等

- ・ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならないこと。
- ・ やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならないこと。

3 配分金の経理等

- ・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならないこと。
- ・ 援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならないこと。

4 配分金に係るものであることの表示等

- ・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならないこと。

5 完了報告

- ・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならないこと。

6 その他

- ・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならないこと。

5 審査結果

本件申請の内容について、旧国際ボランティア貯金法の目的に適合しているかどうか、以下のとおり審査したところ、機構の審査基準及びその審査の結果並びに配分団体が守らなければならない事項は適正なものであり、これに基づき機構が決定する寄附金配分案及び機構が定める配分団体が守らなければならない事項は、それぞれ整備法第21条第1項及び第22条第1項に適合するものと認められる。

したがって、当該申請は認可することが適当と認められる。

I 配分団体及び配分額

関 連 条 文	審査結果	理 由
【整備法附則第21条第1項前段】 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第2条第1項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第1項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第1項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第2条第2項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第5条及び第6条第2項（附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第2条第1項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、	適	配分団体及び配分額は、機構において、①配分団体に係る審査、②配分額に係る審査を行い、外部有識者で構成する配分審査会の審査を経て決定することとされている。 機構は、機構に対し申請のあった配分団体及び配分額について、それぞれ、次のとおり、預金者の善意が有効に生かされるよう旧国際ボランティア貯金法の目的にかなう基準に基づき審査を行っていることから、機構による当該審査及びその結果による配分団体及び配分額については、整備法第21条第1項との適合性が確保されているものと認められる。 1 配分団体に係る基準 配分団体については、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、団体について、海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること等の要件を、団体が行おうとする事業について、地域実態を踏まえたBHN（基礎的生活分野）の充足に資するものであること

関 連 条 文	審 査 結 果	理 由
その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第1条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。 ※旧国際ボランティア貯金法 （目的） 第1条 この法律は、民間の発意に基づき開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。 （利子の寄附委託） 第2条 郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であつて元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づき開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。 2（略）		等の要件をそれぞれ定めている。 2 配分額に係る基準 配分額については、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、配分すべき項目として事業に係る経費のうち民間海外援助事業の実施に直接関わる経費を、配分すべき額として当該経費ごとにその算定基準をそれぞれ定めている。

Ⅱ 配分団体が守らなければならない事項

関 連 条 文	審査 結果	理 由
【整備法附則第22条第1項】 機構は、配分金（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。	適	配分団体が守らなければならない事項については、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の用途の適正の確保に資するものであると認められることから、整備法附則第22条第1項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

参 考 資 料

- 国際ボランティア貯金寄附金 平成 22 年度 配分申請のご案内
内(別紙 1)【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構作成】
- 関係法令条文等(別紙 2)

国際ボランティア貯金寄附金 平成22年度 配分申請のご案内

はじめに	2
第1 申請方法	3
第2 申請に関する留意事項	4
第3 対象となる団体の要件	5
第4 対象となる事業の要件	7
第5 配分対象となり得る経費及びならない経費	10
第6 配分決定以降の事務の流れ（予定）	12

平成22年7月
独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

はじめに

国際ボランティア貯金は、平成3年1月4日から全国の郵便局で取扱いを開始し、平成19年10月1日の郵政民営化に伴い廃止されるまでの16年半の間に累計207億円の寄附金を集めました。寄附金の平成19年9月末残高約21億円は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継し、国内の海外援助団体への配分を続けて参りました。

郵便貯金・簡易生命保険管理機構による国際ボランティア貯金寄附金の配分

区 分	平成19年度下期	平成20年度	平成21年度
配分団体数(団体)	74	109	83
配分事業数(事業)	94	140	100
配分額(百万円)	499	797	543

こうした実績は、国際連合の会議において日本の民間援助活動への代表的支援策として紹介され、裨益国のみならず先進国からの認知も得てきたところです。国際ボランティア貯金に加入されていた皆様及び本寄附金により援助事業を実施した方々のご協力とご尽力に改めて感謝申し上げます。

さて、今回の配分ですが、国際ボランティア貯金寄附金の残高が約2億円となったこともあり、申請できる事業の数は、1団体当たり1事業に限りました。さらに、配分希望上限額を、これまで本寄附金の配分を受け事業を実施した実績のある団体については1000万円とし、それ以外の団体については200万円としました。ただし、1年以上の海外援助事業実績を持つ国内の団体に限ります。

審査においては、既に配分を受けて事業を実施した団体については、平成21年度配分事業の中間報告を含む報告も勘案します。申請が多数の場合には、事業に求められる要件の充足度を総合評価して、配分対象事業を選定し配分額を決定します。よって、申請に際しては、本案内書に記載した各要件の趣旨を十分に踏まえて事業内容を検討いただくことが重要です。

以上のとおり、従来とは変更した要件がありますので、それらについては、二重下線を付して表示しています。さらに、従前の案内書に必ずしも明記していなかったものの実行上適用してきたことを、改めて明確化する目的での修正も行いました。このような修正点は、下線を付して表示しています。

この案内書が助成金の申請を検討される皆様方のお役に立つことを願っております。ご質問がありましたら、最後のページに掲載されている連絡先まで、電子メール等によりご遠慮なくお問い合わせください。

第1 申請方法

- ① 公募期間
平成22年7月1日（木）～平成22年9月30日（木）
- ② 申請書類等の種類
 - (1) 国際ボランティア貯金寄附金 平成22年度配分申請 のご案内（本資料）
 - (2) 平成22年度 国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書
- ③ 申請書類等の入手方法
 - (1) 当機構ホームページ：
http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/apply_h22.html/
 - (2) 郵送等：下記⑥の送付先あて、i)団体の名称、ii)団体の所在地、iii)担当者氏名、iv)メールアドレス、v)電話番号をご連絡ください。電子メール又は郵送により書類を送付いたします。
- ④ 提出する書類
「国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書」（A4判に限る）及び添付資料各1部
- ⑤ 書類の提出期限等
 - ・ 期限：平成22年9月30日（木）（当日消印有効）
 - ・ 簡易書留郵便で、封筒の表面に「申請書在中」と記載して送付してください。
 - ・ 申請書表紙の代表者氏名欄への押印には、申請書に添付した印鑑登録証明書の印を使用してください。
 - ・ 書類に不備がある場合は受理できませんので、記載内容を十分ご確認いただくとともに、添付書類についても、配分申請書最終ページにある添付資料リストにより、発送前に十分確認をお願いいたします。
- ⑥ 送付先
独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
貯金部財務課 国際ボランティア貯金担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-8 虎ノ門4丁目MTビル5F
電 話： 03-5472-7105 F A X： 03-5472-7169
照会用電子メール：kikouchokin@yuchokampo.go.jp
- ⑦ 受領の確認
当機構が申請書を受理した際、その旨を電子メールにより連絡します。提出後長期間この連絡がない場合には、必ず当機構までお問い合わせください。

第2 申請に関する留意事項

- ① 配分申請に関する「事前説明会」を、以下の日程により実施します。参加申込み及びお問い合わせは、その前日までに当機構へ電子メール(kikouchokin@yuchokampo.go.jp)又は電話(03-5472-7105)でお願いします。

開催地	開催日時
東京国際フォーラム G棟5階 G502 東京都千代田区丸の内3-5-1	平成22年 8月 3日(火) 13時30分から(終了予定:15時30分)
大阪コロナホテル 別館2階 200D 大阪市東淀川区西淡路1-3-21	平成22年 8月 5日(木) 13時30分から(終了予定:15時30分)

- ② 提出された配分申請書の記載内容について確認が必要な場合、あるいは更に詳細な情報が必要な場合には、電子メールなどにより、照会、追加資料の提出依頼を行うことがあります。
- ③ 限られた寄附金を有効に配分するため、団体規模、事業内容及び過年度の事業実施状況などを勘案し、必要に応じて申請内容の見直しをお願いすることがあります。
- ④ 当機構が受理した配分申請書及び添付資料は、情報公開法の開示請求の対象となるため、請求があれば申請書の記載内容等を開示することがあります。
- ⑤ 当機構が受理した配分申請書及び添付資料は、当機構における作業に用いるために複製を作成し、一定の保存期間経過後、処分します。寄附金の配分ができなかった場合でもお返しいたしません。
- ⑥ 平成23年1月ごろに、審査結果を電子メールで内示します(非配分団体には平成22年以内に内示することもあります)。配分予定額の内示を受けた団体は、その配分額で事業を実施できるか否かを検討し、1週間以内に返答をいただく必要があります。
- ⑦ 最終的な配分決定は、総務省への諮問・審議会における審議・総務省認可を経て、平成23年3月ごろに行います。1月に内示があった場合でも非配分となることがあります。また、配分決定額は内示額と異なることがあります。

第3 対象となる団体の要件

次の要件すべてを満たす団体を対象としています。

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること。
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の事業実施に当たって、重大な問題がなかったこと。
- ⑥ 郵便及び電話のほか、電子メールにて円滑に連絡が取れること。(注)

(注) 団体名、代表者名、登録印鑑、団体所在地、電話・FAX番号、電子メールアドレス、団体の規約などが、申請書提出後に変更となった場合は、速やかにご連絡願います。

【対象となる団体の要件に関するQ & A】

Q1 どのような団体でも申請できるのですか。

A1 本寄附金配分の申請書の提出日において、財団法人、社団法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人である団体は、平成19年度下期以降に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け事業を実施した実績があるか、又は、相応の海外援助事業の実績を有している期間が1年以上あれば申請できます。

前記のいずれにも該当しない団体は、平成19年度下期以降に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け事業を実施した実績がある場合にのみ、申請できます。

なお、「相応の海外援助事業の実績」とは、過去に実施した海外援助事業が、後述の「第4 対象となる事業」の要件のうち①②⑤⑧⑩のすべてを満たしている場合を指します。また、「1年以上」とは、平成22年3月31日時点で海外援助事業開始から既に1年以上が経過していることを指します。

Q2 「意思決定及び活動の責任の所在が明確」であるとは、どういうことですか。

A2 団体としての意思決定の方法や代表者の権限等が、定款や規約などに明記され、そのとおり実行されていることです。実際の団体運営に当たり、代表者として定められている人が責任ある対応を取ることができない場合や、日本国内に事務所を有していても申請事業又は団体業務の状況を把握できる人が国内にいない場合は、「明確である」とは認めません。

Q3 代表者が外国人でも申請できるのですか。

A3 代表者又は団体としての印鑑登録証明書の取得が可能であれば、申請できます。

Q4 本部・支部がある団体は、別の事業であれば双方から申請できるのですか。

A4 必ず本部から申請していただく必要があります。また、形式上別個の団体であったとしても、実態として本部・支部の関係とみなせる場合（例えば、役職員、会員又は財政基盤の3分の1以上が共通の場合、団体の規約等で別の団体を支援することを目的として明記して

いる場合など)には審査対象をいずれか一方の申請に絞ることがあります。

Q 5 申請する団体が海外援助に関する事業を実施することは明文化されていなければならないのですか。

A 5 団体の約款又は寄付行為、規約などにおいて、明文化されている必要があります。なお、明文化されていても、国連機関、地方公共団体又は国等の公的資金により設立された法人は配分対象としていません。

Q 6 「適正な会計処理が行われている」とは、どういうことですか。

A 6 団体の規約又は関係法令に基づいて収支決算書等の財務諸表を作成し、それを会員又は主務官庁に報告し、会計の透明性及び団体の健全経営を確保していることを指します。申請書に添付して提出する必要がある財務諸表は、団体の種類に応じて異なります。申請書の最終ページのリストを参照願います。

Q 7 過去の事業実施に当たっての「重大な問題」とは、どのようなことを指すのですか。

A 7 国内外での重大な法令違反があった場合や主務官庁からの改善命令を受けていた場合を指します。さらに、国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて事業を実施した実績がある団体については、実施変更申請が大幅に遅延し、その後改善が見られなかった団体、会計処理に問題がありその後改善が見られなかった団体、配分金の返還が未済の団体も含まれます。

Q 8 配分決定後にこれらの団体要件に合致しないことが判明した場合どうなるのですか。

A 8 配分決定を取り消し、配分金を返還いただくことがあります。

Q 9 電子メールで円滑に連絡が取れるというのはどういうことですか。

A 9 当機構からの通知・照会に対して2日以内に「受信した」という回答をいただけるということを前提としますので、メールに常時アクセスできないことがある団体は、代理の方にメール受信箱の定期チェックを依頼する等の措置を講じる必要があります。なお、団体として登録できるメールアドレスは一つだけに限ります。今回は、申請内容についての照会に加え、申請書の受理通知(平成22年10月ごろ)及び配分予定額の内示(平成23年1月ごろ)を電子メールで行います。

なお、当機構からの照会又は依頼に対して、当機構が提示した期限までに回答がない場合は、配分の審査を中止させていただく場合があります。

第4 対象となる事業の要件

次の要件すべてを満たす事業を対象としています。1 団体につき 1 事業に限ります。

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野) を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14 日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 事業が平成23年4月1日以降に開始され、平成24年3月31日までに完了するものであること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5 回目までであること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。
- ⑩ 事業実施に当たって実施地の属する国の政府と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報（危険情報）により、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

上記の要件すべてを満たす申請が多数の場合、①③⑤⑩の要件の充足度を総合評価して配分対象の絞り込みを行います。

【対象となる事業の要件に関するQ & A】

Q 1 複数の活動を束ねて「1 事業」として申請できますか。

A 1 複数の活動を束ねて1 事業とする場合は、一の目的の達成のためにそれらの活動が有機的に関連している必要があります。それらが同一国内で行われる必要もあります。過去1 事業として配分対象となった複数の活動も、今回はこの観点から改めて審査します。活動相互の関連性が不明確な場合は、審査の対象を一の活動だけに絞らせていただきます。

Q 2 「事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し」とはどういうことですか。

A 2 新規事業か継続事業かにかかわらず、平成22年4月以降、申請書提出までの間に、申請団体が事業対象地に赴いて、現地の条件やニーズについて調査を行う必要があります。また、調査で判明した条件やニーズへの対応策の概要について、申請前に現地住民

の理解を得ていることが必要です。審査で総合評価を行う場合は、現地の条件及びニーズの具体性と、それらへの対応策についての現地住民の理解度に着目して評価します。

Q3 「BHN(basic human needs)を充足させる事業」とはどのような事業なのですか。

A3 衣食住、水、必要最低限の医療、教育、環境保全などの分野において、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させ、開発途上地域の人々の生活改善に直接結び付く内容の事業を指します。審査で総合評価を行う場合は、日常生活での必要度と、生活改善への貢献度に着目して評価します。

なお、以下のような事業は「BHNを充足させる事業」とは認めません。

- ・スタディーツアー（体験学習旅行）又は視察の域を出ないもの
- ・調査研究を主目的とした事業
- ・文化遺産や動植物の保護を主目的とした事業
- ・親善又は文化交流を主目的とした事業
- ・高等教育を主目的とした事業
- ・生活習慣病の発見のための人間ドックの実施
- ・極めて高度な医療・工業等の技術指導を主目的とした事業

Q4 「申請団体が主体となって計画・実施」に該当しないのはどのような事業ですか。

A4 現地住民が、日本の団体が行う事業として認識し難いような形態で実施される事業です。
例えば次のような事業が該当します。

- ・他のNGO（現地協力団体を含む）の活動を支援するだけの事業
- ・国連機関や現地政府、他のNGOが実施する事業の一部を請け負うだけの事業
- ・現地支部又は現地協力団体に送金し、日本の申請団体はその管理のみを行う事業

Q5 事業の対象地は、どの国ですか。

A5 OECD加盟国以外を対象としています。ただし、台湾、シンガポール、香港のように、OECD加盟国と同等の所得がある地域や国は対象としていません。

<参考>OECD加盟国（2010年5月現在、34か国）

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア、チリ、スロベニア、エストニア、イスラエル

Q6 対象地が2か国以上にまたがってもよいでしょうか。

A6 事業対象地が複数ある場合でも、同一国内である必要があります。ただし、国境地帯の場合は、特殊事情を考慮します。

Q7 「明確な」事業計画とはどのようなものですか。

A7 総合評価においては、次のような計画であるほど、より「明確」と評価します。

- ①事業完了時(平成23年度末)の到達目標が、過去の実績に照らして妥当性が高いこと。
- ②平成23年度内に実施する必要性が高いと認められる事業内容であること。
- ③事業実施中に発生が予想されるトラブルへの対処方法が定めてあること。
- ④事業経費の自己負担分の調達方策が、過去の実績に照らして現実性が高いこと。
- ⑤配分金の使途及び希望額が、事業内容と現地相場に照らして妥当性が高いこと。
- ⑥申請書の記述に、内容の不整合、誤字脱字、記入漏れ、計算ミスが少ないこと。

Q8 「14日以上」の「事業対象地」での活動とは、渡航した延べ日数でよいのですか。

A8 日本からの派遣者の事業対象地での活動日数です。14日間は複数回に分かれても構いません。しかし、複数名が同一期間に7日間活動しても活動日数は7日間と数えます。移動のみの日や休日、式典への参加又は視察のみの日（日当の対象外となる日）は含みません。

Q 9 「事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い」ということですが、詳しく教えてください。

A 9 事業に「指導」「技術・ノウハウの移転」「医療行為」のいずれかが含まれることが必須です。物資又は施設（設置工事を含む）の供与はそれらのための手段として必要性が高いと認められる場合にのみ配分対象とします。審査において総合評価を行う場合、「指導」「技術・ノウハウ移転」「医療行為」の客体は、現地の協力団体、請負企業、ごく少数の専門家集団よりも、多くの現地住民であるものを優先します。また、指導等を実施する主体は、申請団体が派遣した専門家だけでなく現地スタッフや現地で雇用した専門家でも可能ですが、派遣した人が中心となる事業を優先します。

Q 10 「5回目まで」の基準について、もう少し詳しく示してください。

A 10 同一地における同一分野の事業又は同一者層を対象とする事業は、過去の配分年数が既に5回に達した場合は、今回の配分対象外とします。

Q 11 「住民の自立を支援するものであること」とは、どういうことですか。

A 11 本寄附金で実施する援助事業は、最終的に事業対象地の住民の力だけで事業を継続できる又は学んだことを活かしていけるようにすることを目指しています。したがって、事業を次年度以降継続しない場合は、将来のフォローアップ方策を申請書に明示していることが必要です。また、事業を次年度以降継続する場合は、そのための活動資金の調達方策が申請書に明示されている必要があります。さらに、技術・ノウハウの移転又は施設・耐久財の供与を含む事業は、事業完了後に現地住民が自力で維持・管理していくための体制づくりが今回申請する事業の中に含まれていることも必要です。

Q 12 公的な助成制度からの補助金その他の資金的支援とはどのようなものでしょうか。

A 12 外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人環境再生保全機構（地球環境基金）等日本政府及びその関連機関、地方公共団体及びその関連機関が実施する助成制度からの資金的支援をいい、ジャパン・プラットフォーム及び国際機関への日本政府の特別拠出金による支援も含みます。現地協力団体が申請事業の一部経費に対して日本の公的な助成制度から直接支援を受けている場合も重複受給と判断することがあります。配分決定後に重複受給が判明した場合は、配分金の全部又は一部を返還していただきます。

Q 13 「現地政府との調整」とはどのようなことをすればよいのですか。

A 13 現地でのNGO登録、事業の実施許可の取得（建築許可や医療活動許可など）等を実施してください。ただし、現地政府等に確認し、必要ないとの明快な回答を得た場合を除きます。審査において総合評価を行う場合は、許可取得済の事業を優先します。

また、現地の行政機関と事前調整を行い、申請している事業の内容や進め方、スケジュールについて理解を得ていることも必要です。審査において総合評価を行う場合は、現地行政機関との調整結果を文書で確認済みの事業を優先します。

Q 14 「申請団体が行う活動について安全が十分確保され得る」とはどういう趣旨ですか。

A 14 事業実施地又は周辺地域について「退避勧告」が出されていなくても安全上の懸念があると考えられる場合、申請団体に現地での安全確保策の提出を別途求め、対策が十分か否かについて審査の中で考慮します。

Q 15 事業対象地の危険度が配分申請後に引き上げられた場合は、どうなりますか。

A 15 「危険度が引き下げられるまでは保留」という条件を付して配分決定することがあります。その場合、危険度が下がり、事業の実施に問題のないことが確認されるまで、配分金の交付は行いません。危険度が引き下げられない場合には、配分金の交付を取りやめさせていただきます場合もあります。

また、配分金交付後に危険度が引き上げられた場合は、当機構の指示に従い、事業の中断等必要な対応を講じていただくこととなります。

第5 配分対象となり得る経費及びならない経費

- ① 配分を希望できる合計額の上限は、既に配分を受け事業を実施した実績のある団体については1,000万円とし、それ以外の団体については200万円とします。ただし、相応の海外援助事業の実績を有している期間が1年以上の団体に限ります。
- ② 援助事業に直接関わる経費のうち、会計帳簿及び使用した経費に係る領収証等の原本が提出できる費目のみを配分対象とします。
配分対象経費は、次のものに限ります。
- 物資・資機材の調達費
 - 事業対象地での研修関係費
 - 建設費、建造物の工事費（工事管理費を除く）
 - 現地事務所経費
 - 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣渡航費
 - 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当
 - 現地における雇用費
 - 現地交通費
- ③ 物資や施設（設置工事を含む）の供与に係る経費は、その供与が、住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上での「手段」として必要性が高いと認められる場合に配分対象とします。
- ④ 配分対象となっても、実際の配分額が希望額を下回り、差額を団体の自己資金で負担いただく場合があります。このため、自己資金の調達方策について、過去の実績を踏まえつつ、申請書の該当欄に明示いただく必要があります。

【配分対象となる経費に関するQ & A】

Q1 「相応の海外援助事業の実績」とはどういうことですか。

A1 過去に実施した海外援助事業が、「第4 対象となる事業」の要件のうち①②⑤⑧⑩のすべてを満たしている場合に、「相応の海外援助事業の実績がある」と判断します。

Q2 配分の対象となり得る経費とはどのようなものですか。

A2 上記②の経費が対象となり得ます。補足事項は次のとおりです。

- 物資、資機材の調達費及び建設費、建造物の工事費（工事管理費を除く）
 - ア 内訳が相当量となる場合、該当の内訳を別に添付いただくことも可とします。
（ただし、申請書と添付した内訳書においての金額の相違がないよう留意願います。）
 - イ 単価10万円以上100万円未満の物品又は総額10万円以上100万円未満の工事については、1者の見積書の提出又は価格表の提出を条件とします。
また、100万円以上のものについては、3者の見積書の提出を条件とします。
 - ウ 購入後のメンテナンス経費が必要と認められるもの及び将来的に維持経費を必要とするものについては、対応するメンテナンス経費及び維持経費の負担方法が記載されていない場合、配分対象外となります。
- 事業対象地での研修関係費
 - ア 会場借上費、教材費、参加者交通費、食事代のみが対象です。
また、教材費、参加者交通費、食事代を合わせて1人1日300円を上限とします。
 - イ 申請団体が派遣した専門家又はスタッフ、あるいは日当の配分対象とする現地の専

門家又はスタッフが講師又は受講者となる場合、それらの方々への昼食費及び講師謝礼は配分対象外となります。

- 現地事務所経費
真に事務所経費が必要と認められる一箇所のみ配分対象とします。
事務所借料、光熱費、水道料のみ対象で、合計 30,000 円/月を上限とします。
- 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣費
 - ア 航空運賃（空港施設使用料含む）、空港までの国内交通費、到着先空港と実施地の間の交通費が対象です。
 - イ 配分金を使用して渡航する場合は、エコノミークラスであることが条件です。エコノミークラス以外の席で渡航したことが判明した場合、エコノミークラスとの差額は返金対象となります。なお、完了報告時に、搭乗半券を提出いただきます。
- 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当
 - ア 従来、月単位での申請を認めていましたが、すべて日単位で申請いただくこととしました。
 - イ 活動のために事業対象地に滞在し、かつ、休日、式典等への参加日等を除き、直接の援助事業に従事した日と認められるもののみを対象とします。
 - ウ 1日1人当たりの上限額は、宿泊費 3,000円、日当 3,000円です。
 - エ 日本以外の国からの派遣も対象とします。
 - オ 現地に生活拠点のある日本人については、日当のみ対象とします。
- 現地における雇用費
 - ア 従来、月単位での申請を認めていましたが、すべて日単位で申請いただくこととしました。
 - イ 1日1人当たりの上限額は、専門家 900円、スタッフ 600円、作業員 300円です。
- 現地交通費
配分の対象となるのは次のような経費です。
 - ア 派遣者が事業対象地に到着してから事業対象地を出るまでの間、事業対象地内での事業実施のために必要とする交通費
 - イ 現地雇用者が通勤以外で事業実施のために移動のために必要とする交通費

Q 3 配分の対象となり得ない経費はどのようなものですか。

A 3 以下のような経費です。

- 国内事務所経費 ○ 関税 ○ 旅券・査証取得手数料 ○ 事前調査・事後評価の経費
- 物資・資機材の現地への日本から現地への輸送関係費 ○ 送金手数料
- 海外傷害保険加入費及び戦争危険担保特約に要する費用 ○ 通信費
- 車両購入費 ○ 用地取得費 ○ 海外の研修生を日本に招へいするための費用
- エコツアー又はスタディツアー経費 ○ パソコン、携帯電話購入費
- ポスター等広告費 ○ 工事管理費 ○ 政府関係機関等への手続に要する費用

Q 4 配分金の使用上、どのような注意が必要ですか。

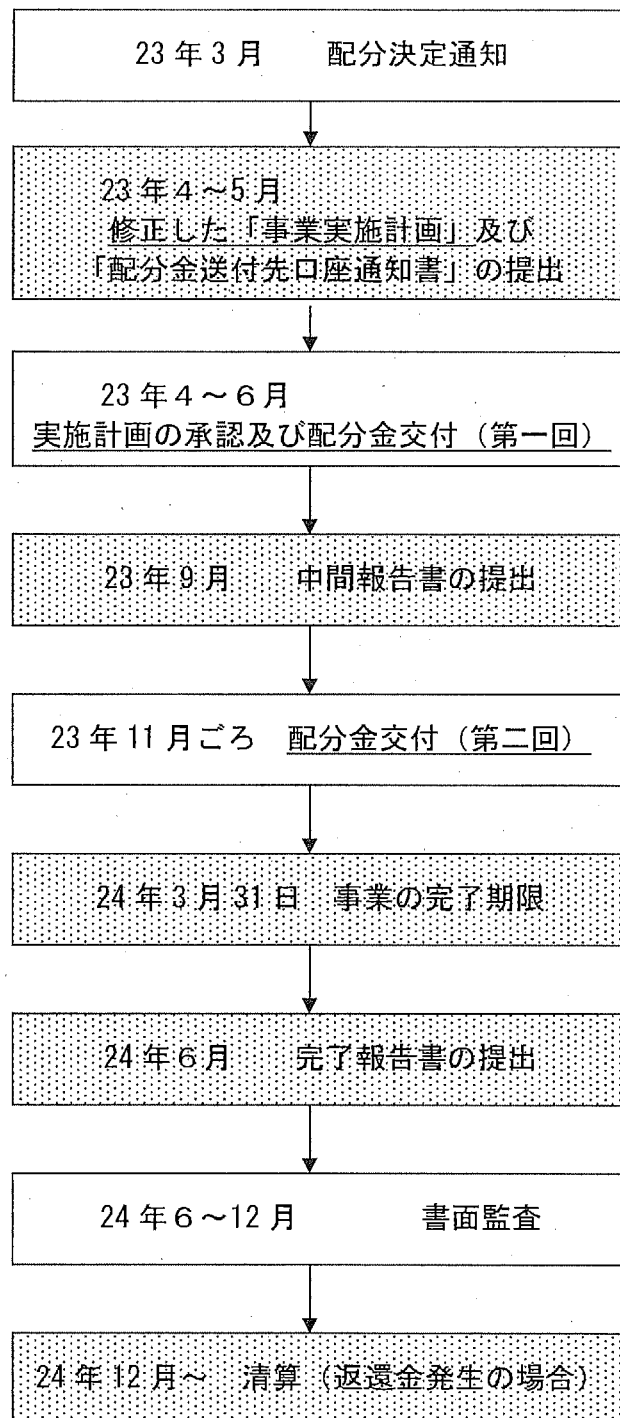
A 4 配分金は、指定された項目に支出していただく必要があります。配分決定内容と異なる目的に配分金を使用する必要が生じた場合は、当機構に申請し承認を得る必要があります。
ただし、予定より安価に調達できた場合、その「余剰金」は同一費目の追加調達に限り、当機構への申請を経ずに使うことができます。

なお、配分決定時に数量を指定している費目は、実際の購入数量が指定した数に満たなかった場合は、支出額が配分金額を超えていても一部を返還していただくこととなります。

(例)

- ・ 配 分 決 定 … 滞在費（3人×14日） 126,000円
- ・ 実際の支出 … 滞在費（2人×14日） 140,000円
- ・ 要 返 還 額 … 滞在費（1人×14日） 42,000円（126,000円×1/3）

第6 配分決定以降の事務の流れ（予定）



（注）網掛け部分は、配分を受けた団体側が行う事務です。

【配分決定以降の事務の流れに関するQ & A】

Q 1 配分決定は、いつごろどのような方法で通知されるのですか。

A 1 最終的な決定は、平成 23 年 3 月ごろに各団体あて郵送で通知するとともに、当機構のホームページに掲載します。

Q 2 配分決定後に速やかに提出する必要がある書類はどのようなものがありますか。

A 2 申請書に記載していた事業実施計画を、配分決定額及び最新の状況等に基づいて修正し、決定通知書に記載された期限までに提出いただく必要があります。併せて、配分金送金先口座通知書（㈱ゆうちょ銀行の口座に限る。）も提出いただきます。

Q 3 配分決定後、配分金はどのように交付されるのですか。

A 3 修正された事業実施計画を当機構が承認した後、原則として春と秋の二回に分けて、通知いただいた送金先口座に振り込みます。

Q 4 実施計画のとおりにより事業が実施できなくなったときはどうするのですか。

A 4 「実施計画変更承認申請書」を事前に提出いただき、これを当機構が審査し、適当と認めた場合にこれを承認します。実施計画の変更により事業規模が縮小された場合、又は実施計画の変更が不承認となった場合には、配分金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

Q 5 「中間報告書」及び「完了報告書」とは、どのようなものですか。

A 5 「中間報告書」では、日本からの派遣状況を含め途中経過を報告いただきます。

「完了報告書」では、事業完了後に実施状況を総括するとともに、配分金の使用状況が分かる会計帳簿の原本、領収書類の原本、航空券控え及び送金・両替票及び事業の実施状況が分かる写真などの添付が必要です。

Q 6 「完了報告書」の「書面監査」とは、どのようなものですか。

A 6 計画どおりに事業が実施されたこと及び配分金が適切に使用されたこと等を確認します。未使用金や領収書の不備があった場合などは、当該金額を返還いただきます。

団体の国内事務所や海外の事業実施地域を訪問し活動状況などを確認する海外実地調査も、必要に応じ実施します。

監査結果は、公表することがあります。

詳細は、配分決定通知に併せてお知らせします。

国際ボランティア貯金寄附金の配分申請に関する照会先

**独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
貯金部財務課 国際ボランティア貯金担当**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-8 虎ノ門 4 丁目 MTビル 5F

電話：03-5472-7105 FAX：03-5472-7169

電子メール kikouchokin@yuchokampo.go.jp

ホームページ <http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/volpost/>

1 関連条文

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（平成十七年法律第百二号）

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一～五 （略）

六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

七～十三 （略）

附 則

第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第五条（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下この項において「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間（当該期間内に施行日を含む場合にあっては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間）をいう。

第二十二条 機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	配分金の全部	配分金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第二十二条第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。）の全部
	当該配分期間	当該配分期間（前条第二項又は整備法附則第二十一条第二項に規定する配分期間をいう。以下同じ。）
	寄附金	寄附金（前条第二項又は整備法附則第二十一条第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。）」
第六条第二項	前項の規定により	寄附金を
第七条の二第一項	第四条第二項	整備法附則第二十一条第一項
	同条第三項	整備法附則第二十二条第一項

○ 旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。

（利子の寄附委託）

第二条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であつて元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預金者は、当該利子につき同条第二項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。

（寄附金の処理）

第四条 （略）

2 公社は、郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち公社が定める種類のものについて前項の規定による控除を行った日以後最初に到来する同項の規定による控除を行う日の前日までの期間（以下「配分期間」という。）ごとに、第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金につき前項の規定により控除した利子を合計した金額（同条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 公社は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなけ

ればならない事項を定めることができる。

第五条 交付し又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又は交付できなくなったときは、当該返還され又は交付できなくなった配分金は、当該返還され又は交付できなくなった日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

2 配分期間の末日において、配分金とならなかった寄附金があるときは、これを当該配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(寄附金の経理等)

第六条 (略)

2 前項の規定により運用した結果生じた利子その他の収入金は、当該利子その他の収入金が生じた日の属する配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(認可等)

第七条の二 公社は、第四条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)(平成十九年政令第二百三十五号)

(関係政令の廃止)

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一～十 (略)

十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)

附 則

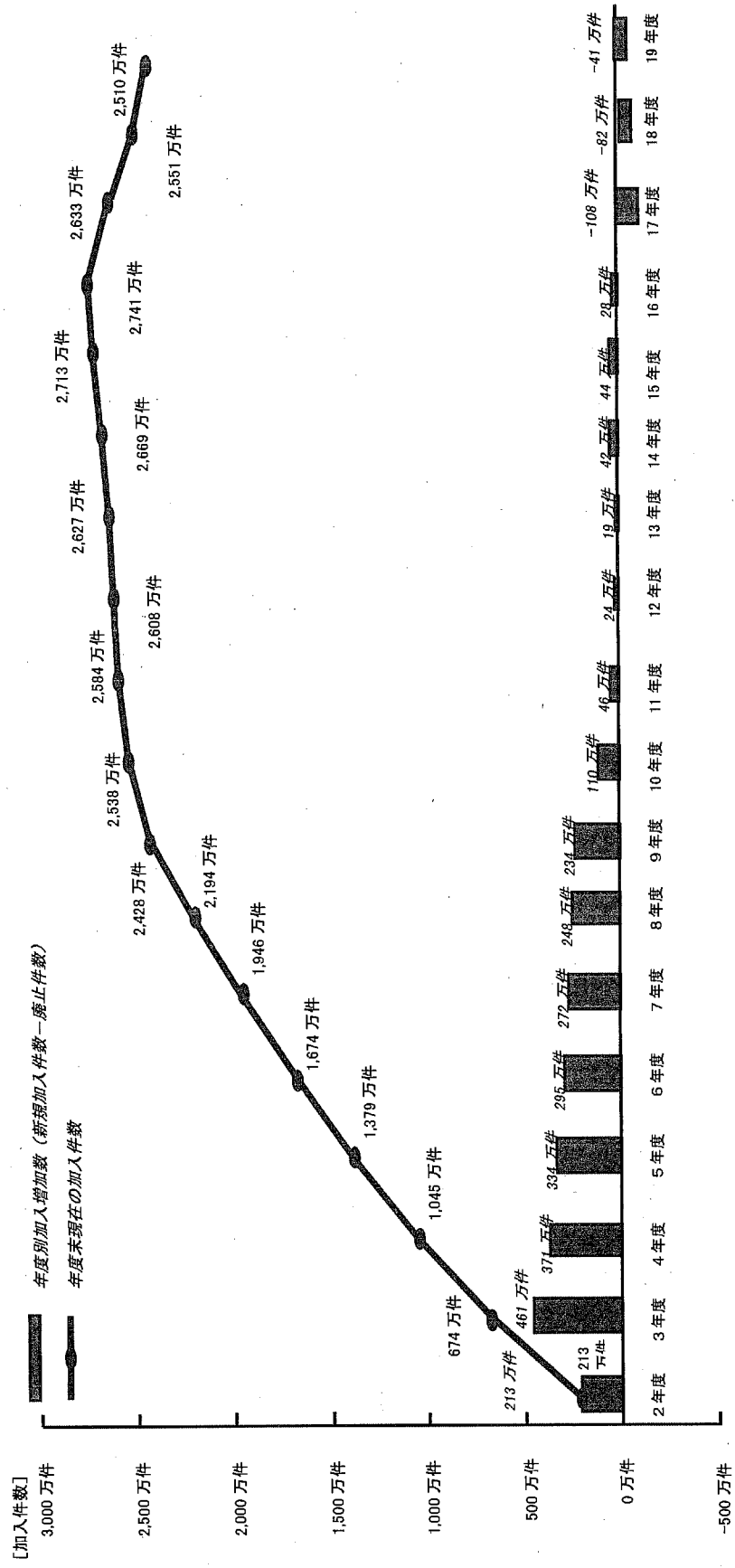
(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置)

第五条 整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた整備法附則第三条第五号に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法第七条の二第一項の認可については、第一条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」と、「郵政行政審議会」とあるのは「情報通信行政・郵政行政審議会」とする。

○ 旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。

2 国際ボランティア貯金の加入状況の推移



3 国際ボランティア貯金の寄附金発生状況

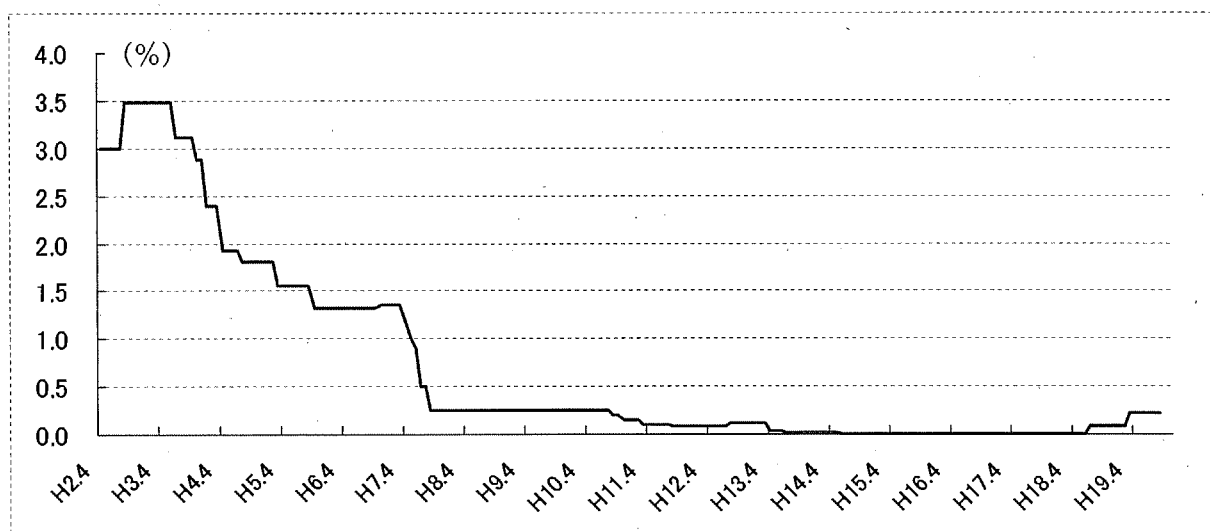
年 度	寄附金発生額	1件当たり平均発生額	年度平均利率
平成2年度	11億 905万円	520.8円	3.26%
平成3年度	27億1,580万円	402.7円	3.06%
平成4年度	24億1,956万円	231.6円	1.85%
平成5年度	25億2,130万円	182.9円	1.45%
平成6年度	30億3,417万円	181.2円	1.33%
平成7年度	14億7,056万円	75.6円	0.52%
平成8年度	9億6,867万円	44.1円	0.25%
平成9年度	12億1,071万円	49.9円	0.25%
平成10年度	11億3,292万円	44.6円	0.20%
平成11年度	5億8,517万円	22.6円	0.09%
平成12年度	7億8,083万円	29.9円	0.10%
平成13年度	1億9,356万円	7.4円	0.02%
平成14年度	5,659万円	2.1円	0.006%
平成15年度	5,308万円	1.9円	0.005%
平成16年度	5,699万円	2.0円	0.005%
平成17年度	5,888万円	2.2円	0.005%
平成18年度	10億5,058万円	41.1円	0.08%
平成19年度	13億1,148万円	52.2円	0.21%
合計	207億2,998万円		

注1 国際ボランティア貯金は、平成19年9月末をもって取扱いを終了しており、貯金利子による新たな寄附金は発生しない。

注2 平成19年度は、平成19年度上期の計数。

注3 金額は、単位未満を切捨て。

〔参考〕郵便貯金金利の推移



4 国際ボランティア貯金寄附金の申請・配分状況（一般援助分）

区別	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
申請団体数	103 団体	284 団体	341 団体	319 団体	319 団体	345 団体	334 団体
申請事業数	180 事業	478 事業	524 事業	517 事業	464 事業	442 事業	403 事業
申請金額	約18 億円	約69 億円	約70 億円	約67 億円	約57 億円	約40 億円	約31 億円
配分団体数	102 団体	185 団体	185 団体	197 団体	235 団体	223 団体	209 団体
配分事業数	148 事業	250 事業	240 事業	261 事業	305 事業	264 事業	239 事業
配分金額	91,358 万円	232,636 万円	218,563 万円	236,272 万円	281,074 万円	157,568 万円	106,190 万円
事業実施国数	48 か国	49 か国	58 か国	56 か国	61 か国	57 か国	50 か国

区別	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
申請団体数	305 団体	263 団体	263 団体	228 団体	210 団体	131 団体	91 団体
申請事業数	349 事業	306 事業	305 事業	261 事業	228 事業	131 事業	91 事業
申請金額	約23 億円	約22 億円	約16 億円	約13 億円	約10 億円	約3.8 億円	約2.4 億円
配分団体数	204 団体	202 団体	198 団体	172 団体	137 団体	88 団体	64 団体
配分事業数	234 事業	237 事業	225 事業	193 事業	150 事業	88 事業	64 事業
配分金額	124,227 万円	118,023 万円	65,041 万円	66,646 万円	34,102 万円	14,266 万円	10,177 万円
事業実施国数	52 か国	50 か国	51 か国	45 か国	36 か国	30 か国	27 か国

区別	平成17年度	平成18年度	平成19年度 上期	平成19年度 下期	平成20年度	平成21年度	平成22年度
申請団体数	73 団体	66 団体	99 団体	81 団体	111 団体	104 団体	42 団体
申請事業数	73 事業	66 事業	123 事業	102 事業	144 事業	128 事業	42 事業
申請金額	約1.7 億円	約1.5 億円	約7 億円	約7 億円	約10 億円	約10 億円	約2.5 億円
配分団体数	53 団体	38 団体	81 団体	74 団体	109 団体	83 団体	33 団体
配分事業数	53 事業	38 事業	103 事業	94 事業	140 事業	100 事業	33 事業
配分金額	8,603 万円	7,026 万円	47,870 万円	49,949 万円	79,732 万円	54,282 万円	14,583 万円
事業実施国数	22 か国	17 か国	35 か国	26 か国	35 か国	29 か国	16 か国